

必ずチェック！使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が改正されました。

■地域別最低賃金

最低賃金の件名	時間額	効力発生年月日
熊本県最低賃金	715円	平成28年10月1日

■特定（産業別）最低賃金

最低賃金の件名	時間額	効力発生年月日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	759円	平成28年12月15日
自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	808円	平成28年11月24日
百貨店、総合スーパー	(712円) 715円※	(平成27年12月13日) 平成28年10月1日

※最低賃金法第6条により熊本県最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金には、適用は範囲があります。詳しくは、お問い合わせください。

〈問い合わせ〉熊本労働局労働基準部賃金室 Tel096 (355) 3202

力便り

Vol.5

活動報告

チーム力では、事業の一環として観光PRを目的にインターネット（フェイスブック、インスタグラム、ツイッターなど）を用いた情報発信をしております。今回は、その中でご尽力いただいている方をご紹介します。

しらかわ れつ
白川 烈さん

～プロフィール～

現在熊本で支援活動を行う現役の大学生。阪神淡路大震災の2カ月前に神戸で生まれ、震災には非常に縁がある半生を過ごす。自身で数々のイベントを手がけ、SNSやさまざまな宣伝活動を通して行った今までのイベント集客数は1万人を超える。チーム力では、主に村内の方向けのSNS講座、また、ツイッターを担当。



～白川さんのメッセージ～

震災直後から、熊本の現地には何度もボランティアで入っており、少しでも早期の復興を願っています。今回のプロジェクトに参加する中で、プロフィールにあるようなこれまでの経験を生かしていけたらと思っています。

1月もSNS講座を予定しています。

〈問い合わせ〉 南阿蘇村観光PR事業実行委員会 南阿蘇村復興チーム「力（ちから）」
Tel (67) 2377 メール: team-power2016@minamiaso.sakura.ne.jp